

## 公務員等に対する贈賄防止細則(抜粋)

### 第2条 (インフォコムグループ腐敗防止方針)

「インフォコムグループ腐敗防止方針」を次の通り定める。

#### (1) 基本的な考え方

この方針において「腐敗」とは、権限を濫用して不正な利益を得ることをいい、強要、贈収賄、利益相反、リベートやキックバックの不正收受を含む、あらゆる形態の腐敗行為を指します。インフォコムグループは、贈収賄の防止が特に重要な課題であると認識し、直接・間接を問わず法令に違反して贈収賄に関与することを厳格に禁止します。また、インフォコムグループは不正な利益を得るためのファシリテーション・ペイメントを許容しません。

インフォコムグループ社員は、適用される腐敗防止関連法令を遵守します。直接・間接を問わず法令に違反して腐敗に関与することを禁止すると共に、事業活動を通じて腐敗の防止に誠実に取り組むことで社会からの要請に応えます。

さらに、インフォコムグループは、より広く公正な事業慣行を促進し、平和・公正かつ持続可能な社会の実現への貢献に努めます。

#### (2) 経営トップのコミットメントの下でのコンプライアンス態勢の整備

CSROは、コンプライアンス責任者として、率先してこの方針を社内外に対して繰り返し伝達するとともに、この方針をインフォコムグループで実施するための手続規程や組織体制を含むグループコンプライアンス態勢を整備させます。

#### (3) リスクベース・アプローチ

インフォコムグループは、グループ内の腐敗リスクの特定にあたり、事業の一連のプロセスや、商材の性質、操業地の状況、事業規模からリスク評価を行い、腐敗リスクの高い事業活動に対して重点的な対策を行います。

#### (4) 教育・研修

インフォコムグループは、インフォコムグループ社員を対象として、方針および手続の実施に関する教育・研修を定期的に行う体制を整備し、これを実行します。

#### (5) 間接的な関与の排除

インフォコムグループは、直接的のみならず、代理店等の介在者を通じて腐敗に関与することも禁止します。このような介在者を通じた腐敗に関与することを防止するため、インフォコムグループは、代理店等をはじめとする介在者との間の契約・取引を厳格に管理し、さらに介在者のコンプライアンス状況を定常的に監視する手順を整備します。

(6) 内部通報制度の効果的な運用

インフォコムグループは、あらゆる役員および社員等が腐敗を認識した場合に通報ができる効果的な内部通報制度を整備します。通報に関する機密は保持し、かつ通報者に対する不利益的な取り扱いを禁止します。

(7) 不正発覚時の適切な対応

インフォコムグループは、腐敗に関する不正が発覚した場合またはその懸念がある場合、慎重に調査を行います。不正が事実であった場合には、原因を究明した上で、再発を防止するための是正措置を実施するとともに、腐敗に関与した役員および社員に対しては、その地位にかかわらず厳正な懲戒処分を行います。

(8) 合併・買収前後を通じた対策

インフォコムグループは、他の企業を相手とする合併・買収や事業提携にあたって、事前に腐敗リスクの観点から対象会社のデューデリジェンスを実施すると共に、合併・買収した企業に対しては、コンプライアンス態勢を統合します。

(9) モニタリングと継続的な検証・見直し

インフォコムグループは、この方針の実施状況を定期的にモニタリングし、その有効性を検証して、必要に応じて、取締役会の監督の下で、見直しを行います

(10) 記録化・取組状況の情報開示

インフォコムグループは、腐敗への関与の疑義を生じさせないために、会計帳簿をはじめとする業務記録を正確に残します。また、インフォコムグループ社員は、腐敗防止が社内外の関係者にとっても重要な関心事項であることを自覚し、インフォコムグループの腐敗防止の取組状況を可能な範囲で開示することに努めます。

## 第5条（基本ルール）

### 1. 公務員等に対する贈賄等の禁止

インフォコムグループ社員は、公務員等に対して贈賄等または贈賄等の誤解を招く行為を行ってはならず、もしくはこれらを承認してはならない。また、インフォコムグループ社員が個人的にその費用を負担して公務員等に対して贈賄等を行うことも禁止する。

### 2. 公務員等からの要求の拒否

インフォコムグループ社員は、組織的であるか個人的であるかを問わず、直接または代理店等を含む第三者を介して、公務員等から贈賄等を要求された場合、断固としてこれを拒否しなければならない。

### 3. 事前相談

本条第1項および第2項の規定に関わらず、インフォコムグループ社員は、組織的であるか個人的であるかを問わず、直接または代理店等を含む第三者を介して、贈賄等に該当しない公務員等に対する便益の提供等、経費の負担、寄付等を行う場合には、事前にインフォコム総務室長に相談しなければならない。なお、公務員等からの要求を受けた場合も同様である。

#### 4. 緊急避難

本条第1項および第2項の規定に関わらず、インフォコムグループ社員は、組織的であるか個人的であるかを問わず、直接または代理店等を含む第三者を介して、公務員等から便益の提供等、経費の負担の要求を受け、直ちにこれに応じないと、自己または第三者の生命・身体の安全が現実の危難にさらされ、やむを得ずこれを実施しなければならない場合は、この危難を避けるために、その要求に応じることができる。ただし、この危難回避後、直ちに、インフォコム総務室長に報告しなければならない。

#### 第6条（合併・買収・重要な事業提携）

##### 1. 合併・買収・重要な事業提携前のデューデリジェンス

(1) インフォコムグループ社員は、インフォコムグループ外の企業（以下「対象企業」という）との間で合併、買収または重大な事業提携を行う場合には、事前に対象企業の事業における贈賄等のリスク、贈賄等の防止に係る内部統制システムの整備と実施状況等について適切なデューデリジェンスを行い、現在および過去における対象企業の本細則に違反する行為の有無を確認しなければならない。

(2) 対象企業に本細則に違反する行為が確認された場合は、インフォコムグループ社員は、インフォコム総務室長に相談しなければならない。

##### 2. 合併・買収後の対応

インフォコムグループ社員は、対象企業について、合併または買収が行われた後に、合併または買収が行われる前に、本細則に違反する行為、または、違反するおそれのある行為をしていたことを把握した場合、直ちにインフォコム総務室長に相談しなければならない。

制定 2023年1月1日